

吉野町における
デジタル変革に関する全体方針
【第1.0版】

令和5年3月
吉野町

目次

1	吉野町におけるデジタル化推進の背景と趣旨.....	1
2	自治体のデジタル化に関する最近の国及び奈良県の動向	2
3	全体方針の位置づけ	3
4	庁内の推進体制	4
5	吉野町における取組.....	5
I	行政手続に係るサービスの向上に関する取組.....	5
I-1	行政サービスの提供方法の変革.....	5
I-2	行政手続のオンライン化の推進.....	5
I-3	マイナンバーカードの普及促進.....	6
II	スマートフォン教室の開催（デジタルデバイド対策）.....	6
III	アプリを活用した町民活動支援.....	7
III-1	消防団活動支援アプリの導入.....	7
III-2	こども園支援システムの導入.....	7
IV	データを活用したプロモーション等.....	8
IV-1	関係人口に係るシティプロモーション及び関係人口の可視化	8
IV-2	動画広告を活用した観光プロモーションの推進	8
V	行政の業務効率化	9
V-1	情報システムの標準化・共通化.....	9
V-2	土地及び家屋台帳のデジタル化.....	9
V-3	テレワークの推進.....	10
V-4	セキュリティ対策の徹底.....	10

1 吉野町におけるデジタル化推進の背景と趣旨

平成12(2000)年の「IT 基本戦略」決定、「IT 基本法」制定以降、我が国では、IT 国家を目指した様々な政策が取り組まれたが、十分な成果を上げたとは言い難い状況であった。このようなデジタル化の遅れが、令和2年度の特別定額給付金(新型コロナ緊急経済対策)の支給事務の混乱等をきっかけに表面化し、行政のみならず、我が国、社会全体の課題として広く認識されることとなった。

その後、国では、令和2年9月のデジタル改革関係閣僚会議におけるデジタル庁の設置や IT 基本法の抜本改正等についての総理指示を受け、令和3年5月に「デジタル改革関連法」が国会審議を経て成立、同年9月にはデジタル庁が発足した。

「デジタル改革関連法」のひとつである「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第 35 号)では、デジタル社会の形成が、国民の利便性の向上等に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることが示されているところである。

吉野町においては、全国と比較して、加速度的に人口減少と少子高齢化が進行しており、労働力や地域活動の担い手不足、経済規模の縮小などにより、生活、経済、地域コミュニティなど町全体に様々な影響を及ぼすことが懸念されている。

このような状況を踏まえ、吉野町においてデジタル化の推進を行い、新たな変革の波を起こすことにより、吉野町の個性を活かしながら、吉野町を活性化し、持続可能な地域社会を築くため、令和4年9月に「吉野町デジタル変革条例」(以下「条例」という。)を制定した。

この条例に基づき、デジタル化の推進を行い、持続可能な地域社会を築くための施策を総合的に推進する。

2 自治体のデジタル化に関する最近の国及び奈良県の動向

自治体におけるデジタル化の推進について、国は、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】」(令和4年9月2日総務省)を示し、そこでは、デジタル化の意義や自治体に取り組むべき事項・内容について、重点取組事項等が記載されている。

具体的には、「自治体DXの重点取組事項」として、①自治体の情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進、③自治体の行政手続のオンライン化、④自治体のAI・RPAの利用促進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底の6項目が記載されている。

加えて、「自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組」として、①デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化、②デジタルデバйд対策、③デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しの3項目が記載されている。

これらの項目については、財政措置を含めた支援策が示されており、本町においても活用を行っているところである。

また、奈良県においても、令和4年3月に策定された「奈良デジタル戦略」において、「南部・東部地域のデジタル化推進のための地域住民を主体とした実行計画の策定とデジタルデバйд解消のための市町村の取組支援」を重点プロジェクトとしているほか、「デジタル化への対応について、県と市町村の連携・協働を徹底」し、「自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続の電子化に加え、地域における様々な行政課題の解決に向けたデジタル技術の活用等について共同で検討・推進する「デジタル社会推進研究会」を開催し、県内の市町村が人口規模や地理的条件その他地域の実情を踏まえつつ、デジタル化を着実に推進できるよう支援」することが明記されている。

人材面においても、市町村が情報システムの整備や更新に効率よく取り組めるよう、「地域DXマネージャー」を任用し、市町村との対話が進められているところである。

3 全体方針の位置づけ

本全体計画は、条例第7条に規定する全体方針として策定するものであり、デジタル化の推進を行い、持続可能な地域社会を築くための施策を総合的に推進するためのものである。

具体的には、条例に基づきデジタル化を進めるに当たっての推進体制や取組の具体例を示すものである。

吉野町デジタル変革条例

(第6条 基本原則)

町民の利便性向上

町民生活等に関わる様々な分野について、地域の特性と自主性を尊重した情報通信技術を最大限に活かし、課題解決に取り組むこと。

行政の業務効率化

情報通信技術を最大限に活かし、業務の効率化や高度化を図ることにより、人的資源を確保し、行政サービスの更なる向上に繋げること。

デジタル化に関する関係人口の創出

上記の取組を達するため、関係人口の創出等を通じて、外部デジタル人材が吉野町で活躍できるよう取り組むこと。

(第7条 全体方針の策定)

町長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための全体方針を策定し、これを策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

4 庁内の推進体制

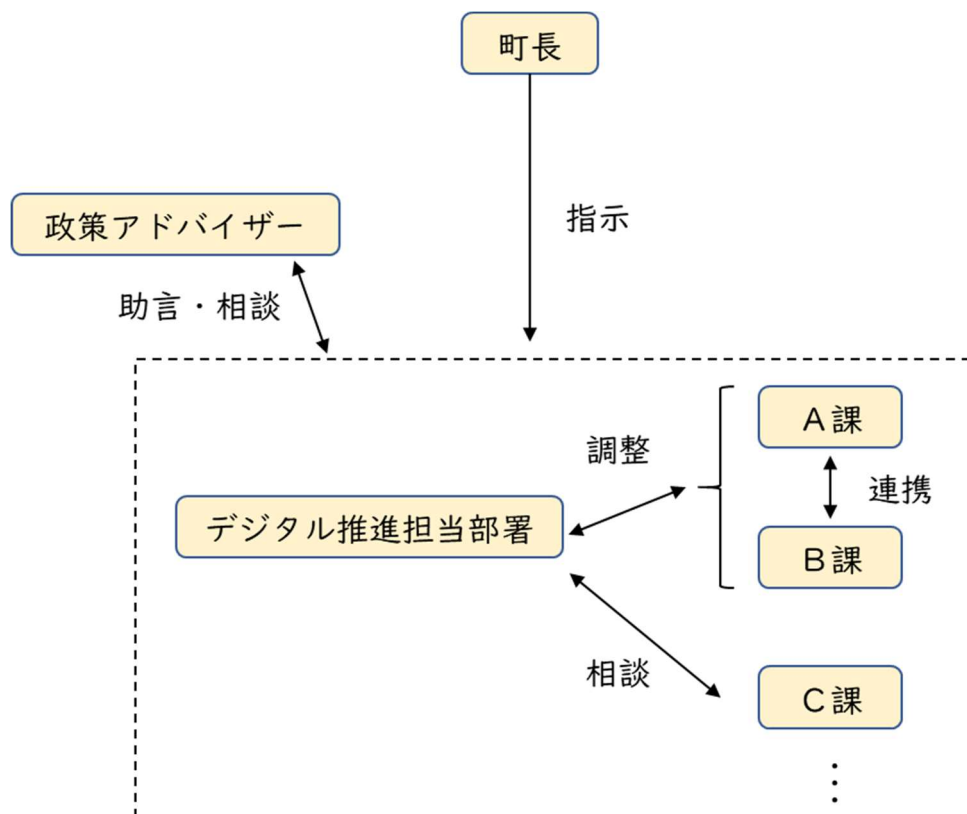
限られた予算の中、組織の壁を越えて、全体最適化の見地からデジタル化を推進するためには、効果的な推進体制の構築は不可欠である。

デジタル化の推進に当たっては、仕事の仕方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革も必要となるため、町長自らがこれらの変革に強いコミットメントを持って取り組むものとする。

また、町長の理解とリーダーシップの下、全体の方針や個別の取組を検討するに当たっては、随時、吉野町政策アドバイザー（デジタル担当）の助言を得た上で、効果的な施策となるよう検討を行う。

全庁的・横断的な取組のとりまとめ役としての役割を果たすデジタル推進担当部署においては、自治体 DX 推進計画に掲げられた重点取組事項や地域の課題に対して、各課との調整の役割を果たす。

（推進体制イメージ）



5 吉野町における取組

条例を踏まえ、吉野町が取り組む、令和5年度新規・拡充の取組及び「自治体DX推進計画」に記載の重点取組事項に係る取組については、以下の通りである。

I 行政手続に係るサービスの向上に関する取組

I-1 行政サービスの提供方法の変革

(総務課、各手続担当課)

これまでも、行政サービスの向上を目指して、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書等を全国のコンビニエンスストアで取得できる取組や、水道料金や各種税等の支払いをコンビニエンスストア又はスマートフォンから行える取組を行ってきた。

今後、後述する行政手続のオンライン化を進めるほか、当町の少子高齢化や交通アクセスの実情にあわせて、できるだけ町民に近い場所で証明書の発行手続等のサービスを提供するほか、日本郵便株式会社と包括連携協定を締結したことを踏まえ、コンビニエンスストアや庁舎から一定程度距離のある地区の郵便局に、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書等を取得できる環境を検討する。

I-2 行政手続のオンライン化の推進

(総務課、各手続担当課)

「自治体DX推進計画」において、「デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について」オンライン手続を可能とすることが示されており、これを踏まえ、子育て・介護関係の26手続や転入・転出等の引越しワンストップサービスについて、吉野町でもオンライン化に対応した。

令和5年度以降も順次、町民ニーズの高い手続の中で、押印や添付書類について申請者側の障壁が少なく、スムーズに実施できる申請手続きについてオンライン化を進めることとし、具体的には、子育て・出産・学生等

子育て世代の手続をはじめ、事業者向け手続きについても、令和5年度中のオンライン化を目指す。

I-3 マイナンバーカードの普及促進

(町民税務課)

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものである。現在でも、本人確認書類としての利用はもとより、オンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービス、子育て・介護関係手続のオンライン化や引越しワンストップサービスなど様々な場面で利活用可能となっている。

引き続き、マイナンバーカードがほぼ全町民に行き渡ることを目指して、休日・夜間窓口の開設等を行っているところであるが、令和5年度以降については、新型コロナウイルス感染症の状況等も鑑み、出張申請受付の積極的な実施により申請を促進する等により、交付体制を充実させる。

II スマートフォン教室の開催(デジタルデバイド対策)

(生涯学習課)

全国と比べて高齢化率が高い吉野町において、デジタルデバイド対策は急務であり、令和4年度より、外部専門講師を招いたスマートフォン教室を開催している。具体的には、文字入力の方法等、スマートフォンの基本的な使い方のほか、吉野町公式LINEの登録方法やデマンドバスのインターネット予約の方法等、これまで以上に行政サービスを効果的に享受できる、誰一人取り残されない地域社会を構築するための取り組みを進めている。

また、令和4年度末からは、県の委託事業により、外部専門講師のみならず、住民スマホ講師の育成に取り組み、スマートフォンの使い方に関する町民からの相談等にきめ細やかに対応できる体制の構築を目指す。加えて、同様の取り組みを行う近隣市町村と連携し、住民スマホ講師同士の意見交換等を含めて、より効果的な成果が挙げられるよう検討する。

Ⅲ アプリを活用した町民活動支援

Ⅲ－１ 消防団活動支援アプリの導入

(総務課)

消防団員数は、町の人口減少に伴い、年々減少している一方で、今後も地域住民の生命・身体・財産の保護を適切に担う必要があるため、町においても、国の基準に適合した年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善について検討を行っているところである。

これらの状況を踏まえ、アプリを通じた出動指令の通知や、出動報告の把握等、災害対応及び業務管理をスムーズに行うためのシステムを導入し、地域に貢献する消防団員の負担軽減を行うことができる環境を構築する。

Ⅲ－２ こども園支援システムの導入

(教育総務課)

令和４年度に実施した保護者アンケートによると、全国で問題となっている通園バス等による園児の車内置き去り事故により、こども園において、まず第一に「安全・安心な保育教育環境の確保」を求める保護者が非常に多い結果となった。

今回のこども園支援システムの導入により、保護者がいつでもどこでもスマホアプリで子どもの出欠連絡や登降園時間の管理ができることは、保護者の利便性の向上のみならず、保育教諭の多忙な朝の電話対応等の負担の軽減やヒューマンエラーを防ぐものである。また、乳幼児の健康管理（乳幼児突然死症候群 SIDS）の見守り・成長記録及び緊急時の連絡や行事告知等の機能の活用により、保育教諭の事務の効率化を図ることも可能となる。

この結果、保護者や保育教諭がこれまで以上に時間と心にゆとりを持ち、子どもたちと向き合うことができる環境を構築できる。また、保護者と保育教諭間やこども園の中での正確な情報の共有を図ることで「安全・安心な保育環境の確保」に務め、町の保育教育の質と安全性の向上を図ることができる。

IV データを活用したプロモーション等

IV-1 関係人口に係るシティプロモーション及び関係人口の可視化 (協働のまち推進課、政策戦略課、広報公聴室)

全国と比べ人口減少・少子高齢化が進む吉野町においては、地域を支える担い手の減少が予想されており、これまでも「関係人口の創出と移住定住の促進」を進めてきたところである。さらにそれらを進めるには、非認知層へのアプローチを進める必要があり、民間との協働によるデジタルマーケティングの活用が必要となる。

これまでコワーキングスペースの創設をはじめとしたテレワーク環境の整備や、関係人口の受け入れのための事業が進められているところであるが、令和5年度から3年間をかけて、これらの事業を効果的にプロモーションしていく。

また、創出した関係人口をデータベース化し、吉野町との関わり度合いを把握することにより、デジタル人材を含めた関係人口を効果的に「地域の担い手」とすることができる環境の構築を行う。

IV-2 動画広告を活用した観光プロモーションの推進 (産業観光課)

令和4年度において作成した既存の観光プロモーション動画を活用し、インターネット上の動画広告として掲載し、ターゲットを絞った効果的なプロモーションを行うことによる観光客誘致を行う。

また、単にプロモーションを行うのみならず、デジタル技術を活用し、従来のチラシ等を用いたプロモーションでは実現できなかった効果測定を行うことにも主眼を置き、動画広告を最後まで視聴した者の属性等を分析することや、動画広告を視聴し実際に吉野町に来訪した者がどの程度いたのか等を分析することにより、観光振興計画の改訂等、今後の吉野町の施策に反映することを目的とする。

V 行政の業務効率化

V-1 情報システムの標準化・共通化

(総務課、各システム担当課)

自治体の基幹業務システムは、各自治体が独自に発展させてきた結果として、維持管理や制度改正時の改修において、個別対応を余儀なくされ、負担が大きい等の課題を踏まえ、標準化法に基づく方針の下、基幹系 20 業務システムについて、標準準拠システムに移行する。

吉野町においては、令和5年度から順次、現行システムと国の示す標準化・共通化システムとの差異の検証や移行計画の策定、システム選定、システムやデータの移行、条例改正の必要性の検討等を実施し、令和7年度中には、情報システムの標準化・共通化を実現するスケジュールを想定している。

V-2 土地及び家屋台帳のデジタル化

(町民税務課)

固定資産税の納税義務者は、「固定資産の所有者」であり、具体的には、登記簿等に登記又は登録されている者を言うが、これらの者が死亡している場合等については、現に所有している者に課税されることとなるため、市町村における現況調査が重要となっているところである。

現在、吉野町においては、土地・家屋の登記異動等の情報を法務局から紙媒体で取得し、庁内の土地・家屋台帳及び課税システムに手入力している。

令和3年の民法改正により、相続登記の申請が義務化されており、今後、登記異動件数が増加する可能性があること、また、納税義務者の確定に重要な要素となる現況調査をこれまで以上に精緻に行う必要があることを踏まえ、土地・家屋台帳をデジタル化し、入力作業等の簡素化を図ることによる業務効率化を行う。

なお、これらの情報を課税情報に連携することについても、情報システムの標準化・共通化に関する国の動向を注視し、必要に応じて実施を検討する。

V-3 テレワークの推進

(総務課)

テレワークは、デジタル技術を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもある。また、デジタルの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるとともに、新型コロナウイルス感染症等の重大な感染症や災害発生時には、行政機能を維持するための有効な手段となる。

吉野町においても、令和4年度にテレワーク環境を導入したところ、令和5年度以降についても、より多くの職員がテレワークを経験できるよう、人事戦略的な側面も含めて働き方改革に取り組む。

V-4 セキュリティ対策の徹底

(総務課)

吉野町においては、これまでも「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適切に情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組んできた。

令和4年度においても、改正された国のガイドラインを基に、町の情報セキュリティ基本方針・情報セキュリティ対策基準の見直しに加え、職員がこれまで以上にセキュリティ対策を徹底できるよう、吉野町で運用しているシステム構成に合わせた、より詳細なセキュリティ対策方法を盛り込んだ情報セキュリティ実施手順を策定した。

今後も、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の徹底に取り組む。